

国民年金第3号被保険者の手続きについて 届出をお忘れなく！

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

健康保険被保険者の被扶養配偶者の方は、届出をすることにより国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの妻など、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方）に該当します。国民年金第3号被保険者に該当すると、本人が国民年金保険料を負担しなくても、その期間については保険料納付済期間とみなされます。

第3号被保険者となった場合の手続き

配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者になったとき
結婚、収入減、会社を退職するなどして配偶者の扶養になったとき
配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき
届出書に年金手帳を添えて配偶者の勤務先に、第3号被保険者の届出をしてください。

第3号被保険者の住所や氏名に変更があった場合の手続き

住所を変更した場合
「国民年金被保険者住所変更届」を配偶者の勤務先に提出してください。
氏名を変更した場合
「国民年金第3号被保険者関係届」を配偶者の勤務先に提出してください。



第3号被保険者でなくなった場合の手続き

配偶者が退職（失業）したとき
離婚したとき
配偶者が死亡したとき
収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき
第1号被保険者となり、自分で保険料を納付することになりますので、下野市役所の市民課窓口に、社会保険資格喪失証明書等、印鑑、年金手帳をお持ちのうえ、届出をしてください。詳しいお問い合わせは保険年金課（☎40-5558）まで。
第3号被保険者だった方が就職して厚生年金や共済組合等に加入したとき
第2号被保険者となり、保険料は給料から天引きされますので、勤務先の事業所が届出をします。

問い合わせ先

栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074、4131